

厚岸町規則第4号

厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和45年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（赴任に伴う旅費）

第2条の2 条例第3条第2項の規定による赴任に伴う旅費の支給を受ける者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新たに採用された職員であって、その採用に伴う移転のため町外の住所又は居所から本町に旅行したもの
- (2) 人事交流、研修派遣、自治法派遣その他これらに準ずる派遣（以下「人事交流等」という。）により1月以上の期間にわたり転任を命ぜられた職員であって、その転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行したもの

（赴任に伴う旅費の調整）

第2条の3 前条第2号に掲げる者に条例第20条に規定する移転料及び条例第22条に規定する扶養親族移転料を支給する場合において、赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表2の移転料定額による額とする。

- 2 条例第21条に規定する着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。この項において同じ。）を支給する場合において、次の各号に掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないときは、当該各号に掲げる基準による着

後手当を支給するものとする。

- (1) 旅行者が移転先に到着後直ちに自宅に入る場合 条例別表1の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (2) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 条例別表1の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (3) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例別表1の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

第5条を次のように改める。

(特別旅費の支給等)

第5条 条例第17条の規定による特別旅費の支給を受ける者は、次の各号に掲げるものとし、当該特別旅費の支給額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所その他これらに準ずる研修機関の宿泊施設を利用して旅行する職員 別表に定める額
- (2) 人事交流等により1月以上の期間、町外を在勤地とする職員であって、町長が必要と認めるもの 月額5万円以内で町長が別に定める額

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。